平成２９年（フ）第３０９号
大津市尾花川６番８号６号室
債務者　大森　道夫
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１１号
滋賀県草津市追分３丁目７番16―102号　クレ・ドミールⅡ
債務者　飯田　豊年
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１２号
滋賀県草津市追分３丁目７番16―102号　クレ・ドミールⅡ
債務者　飯田　　恵
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２１号
大津市大萱２丁目８番21号　ハイツＲＰ102、前住所大津市竜が丘15番11号
債務者　松村　里佳
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８１６号
京都市南区久世殿城町430番地１　エクセランス向日町501号　前田方
債務者　坂本　清子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３０号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地９―401
債務者　景井　　一（旧姓金築）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５６号
京都府城陽市寺田樋尻８番地　セジュールメルヘン106号
債務者　細川　武史
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７５号
京都市右京区京北上中町宮ノ下22番地　特別養護老人ホーム　豊和園
債務者　井川　光江
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９２号
京都市下京区西七条北月読町34番地　シャトー春日　４階401号
債務者　橋本　明美
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１００号
京都市北区紫野南花ノ坊町12番地の２
債務者　山田　利人
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０２号
京都府城陽市奈島川田６番地の20
債務者　齋藤　雅博
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２１号
京都市北区出雲路俵町60番地
債務者　久保田ゆみ
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４３０号
兵庫県加古川市尾上町安田607番地の１レオパレス松浦206号
債務者　藤本　正美（旧姓一ノ渡）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４４５号
兵庫県高砂市高砂町農人町1788番地の１　プレステージ高砂302号
債務者　林　八重子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４５７号
兵庫県姫路市川西47番地㈲六岡建設姫路支店内、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区栄町41番地　ハッピーコート栄町６－３号室
債務者　小橋　裕幸
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４６７号
兵庫県加古郡稲美町岡385番地の11
債務者　田中　昌文
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２７３号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町64番地２　メゾン松塚103号
債務者　前田　孝也
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
奈良地方裁判所